

# 非常勤講師の採用 契約確定はどの時点か？

裁判の主要な論点

出講の際にペンネームを使っていいかと聞いたところ、「慣行慣例」という理由を示しただけで、2回目のメールでのやりとりで「ご縁がなかったこと」に……。大同工業大学から解雇された高森晃一さんが、去る3月2日、名古屋地裁に地位確認の訴えを起こした裁判は、いよいよこれから証人尋問に入ろうとしています。

この事件では、「お引き受けいただきありがとうございました」とのメールがいかなる性質をもつのか、誰が実際に非常勤講師を採用する権限をもつのかなどの点について、裁判ごとに少しずつ解明されてきています。

大学側の窓口担当者から前記のようなメールがあった場合、非常勤講師は信用せざるをえなくなり、その時間にはその他の授業を入れられなくなります。この意思表示とは、窓口担当者の個人的な意思表示なのか、それとも大学側の権限ある者の意思なのか問題となります。

しかしながら、窓口担当者は判断権限をゆだねられた上級の教員の指示で動いているはずで

## 次回公判日程

(弁論準備手続) ひとりでも多くの傍聴を。

10月16日(金) 13:10

名古屋裁判所(地下鉄名城線市役所駅下車、西方に徒歩10分) 1階ロビー集合

すので、その上級の教員に、実際上の採用権限があるはずで。かりに窓口担当者がその上級の教員の意思を反映しないで送信したとしても、それは受信する人から見ると、あたかも権限ある大学側の意思を受けたと受けとらざるをえなくなります。

このようにこの裁判は、大学側の一方的かつ不明瞭な意思表示によって左右される非常勤講師の地位を問うものです。あらためて、広範なみなさんのご支持・ご支援を訴えるものです。

# 「残り期間の全額支払いを」

いすゞ自動車事件で宇都宮地裁が画期的判決

去る5月12日、宇都宮地裁はいすゞ自動車栃木工場の期間社員3人への中途契約打ち切りについていすゞの違法性を認め、労働者側の訴えを全面的に認める決定を出しました。

申し立てていたのはJMIUいすゞ自動車支部の松本執行委員長ら3名。決定は「労働契約法17条1項によって原則禁止され、使用者側に期間労働者に対する雇用保証が厳格に課せられており、期間労働者の保護が図られている」と期間工の雇い止めの不当性を指摘しています。

さらに画期的なことは、中途契約打ち切り際して会社側が主張していた打ち切り後の賃金支給期間を、休業期間とした上でその休業補償としての60%支給を違法とし、全額の支払いを命じたことです。

この判決は「非正規切り」の発端となったいすゞ自動車に対する決定で、大きな意味を持つと同時に、全国の仲間を励ます大きな勝利です。同労組の松本委員長は、引き続き、正社員化を求めた東京地裁での勝利に全力をあげたいと語っています。

# いりやーせ

東海圏大学非常勤講師組合

住所 〒467-8501  
名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1  
名古屋市立大学菊地夏野研究室気付  
TEL/FAX 052-794-3956

E-mail: toukaijihoukin@ yahooroups.jp

郵便振替口座 00890-6-168422

東海圏大学非常勤講師組合あて

東海圏大学非常勤講師組合 2009.9., No.005.

# ありましたか? 更新の話

早ければ夏休み前にもあることも……

後期がスタートしました。ところで、来年度の更新の出講依頼はどうですか?

大学(法人)側との労働契約書には、来年3月31日までとかの期限が明記されていると思いますが、その期限との関係がたいへん気になるところです。ぎりぎりになってから「来年度のあなたの講義はありません」という話にならないように警戒しなければなりません。もしも期限どおりに来年のコマは消滅したとしても、あきらめるのは早すぎます。反復して更新されている場合に、次年度も継続するそぶりを大学側が見せていたら、それを根拠にして、来年度の回復を主張することができます。名古屋高裁の判決もあります。

しかしそれ以前に、自分で聞いておくことが肝要です。大学側も講義を確保しなければいけませんので、誰か専門の教員がきちんとその授業を担当してもらえるのかどうかは、大学側にとっては大切な問題です。世話役の先生に聞いておくことをおすすめします。

それでもなお不安だとか、聞いてみたけれどもなかなか回答せず、直前になって断ってきたというようなことがあれば、すぐに非常勤講師組合にご連絡ください。

労働組合ですので、話し合いを申し入れると、大学側は応じる義務が発生します。少しだけの勇気が必要になりますが、よろしくお願ひします。

## ご存知ですか? 科研費申請

非常勤講師も研究者です

研究費は、非常勤講師にとっても必要なもの。職業的な研究者である以上、業務にかかる経費を自腹で出すというのは、どうしても納得がいきません。しかし、文部科学省は、「研究機関に常勤の研究者として所属する者」から、「当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む)」と改めています。

とかく問題のある「競争的資金」ですが、申請・取得可能です。

## 増やせますか? 研究業績

非常勤講師も研究者です。そのためにこの道に入ってきた人ばかりです。できるだけ早く専任の教員になり、研究費をもらって研究しなければなりません。そのために大切なのは、研究業績を積み重ねることです。

大学のなかには、学部の教員で構成する学会の構成員にのみ執筆を認めるところもある反面、非常勤講師にも紀要執筆を認めているところがあります。実際に、とある短大の紀要に発表した論文で採用が決まった人もいます。まず講義を担当している大学の世話役の先生に来てみることをおすすめします。

# 「講義15回」どこでも問題になっています

## あなたの大学の振替日は？

ほんとうにきっちりやらないといけないの？「講義15回試験1回、休講したら必ず補講」。誰もが疑問を持っているのではないのでしょうか。この数年間、ますますきつくなってきています。しかも各大学がばらばらに補講やその方法を決めているので、非常勤講師は別の曜日にせざるをえません。でも、そんな根拠、どこにあるのでしょうか？

「根拠規定」が、文部科学省令である大学設置基準21条と23条です。省令ですので、各大学の運営を拘束する法的強制力をともなう、「法規」です。しかし、その効力には疑問が発生します。

まず単位数の基準を「1単位45時間の学修」としています。これは、予習、授業、復習の各1時間の合計で3時間、2単位換算で90時間、それを90分授業を便宜的に120分として計算し、15回となるとされているようです。これは、どうしても計算が合わず、またこの時間はあくまでも「標準」です。しかも21条2項1号では、「15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間」とされているし、23条では、「10週から15週」とされています。この講義回数設定のはざまには、大学側に裁量が認められているのです。

それでは、なぜこの問題が最近出てきたのか。それは、この間文部科学省が強調している「学士力の向上」政策にともない、大学の評価基準に講義回数を入れたからです。

大学側は、文部科学省の指導によって、そもそも14回のコマ数確保すら困難な大学に、むりやりに期末の土曜日や祝日をつぶしてまでも、コマ数を機械的にあてているのです。なかには、5月の連休の直後の水曜日に、ハッピーマンデーの振替を入れている国立大学もあります。非常勤講師にとっては、出講できるかどうかという問題になります。そもそもこの講義回数の強調「学士力」向上に資するのか自体が、評価されるべきです。

コマ数の強制は、非常勤講師を窮地に立たせるものです。合理的な手立てが必要です。

インフルエンザによる休校や創立式典による休講……  
大学祭、冬休みも消滅……

### 大学設置基準（文部科学省令）

#### 単位（21条）

各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。

二～三（略）

#### 各授業科目の授業期間（23条）

各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

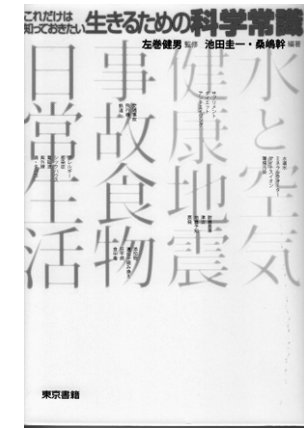
## 名城大と団体交渉

6月22日と8月31日に名城大学と団体交渉を行いました。要求と大学の回答は、以下のとおりです。

- (1)非常勤講師の賃金を月額一律3万円に引き上げること。  
回答：近隣の大学に比べて特に安いわけではないので問題ない。
- (2)名城大学では履修者が5人以下の授業を不開講にし、賃金1ヶ月分の補償を行っているが、不開講にする場合は、契約期間中全額の賃金を補償すること。  
回答：次年度の講義打診の書類で非常勤講師のかたに、「学生5人以下で不開講の場合は1ヶ月分補償」について同意してもらっているので、問題ない。
- (3)英語嘱託教員制度の導入にもなって、授業コマ数が減った非常勤講師、授業がなくなった非常勤講師がないか、情報提供を求める。  
回答：そのような非常勤講師はいない。
- (4)非常勤講師の労働条件を変更する場合には、事前に当組合と協議する、事前協議制の設立を求める。  
回答：そのような制度を設ける予定はない。
- (5)非常勤講師控室に当組合の掲示板を設置すること。  
回答：当組合の機関紙の設置を認めているので、掲示板は必要ない。
- (6)名城大学に出講する非常勤講師が私学共済に加入できるようにすること。  
回答：専任教員の4分の3の労働時間があれば、加入できることになっている。

名城大学の回答について、8月31日に2回目の団体交渉を行いました。現在大学の回答待ちです。  
 (1)賃金については、近隣大学との比較ではなくて、非常勤講師で生計を立てているひとの生活から考えてもらいたいです。1コマ3万円は高い賃金ではありません。  
 (2)不開講については、民法628条で「やむを得ない事由がなければ」有期雇用を中途解除できない、と規定されています。また、中途解除する場合は、契約期間全額の賃金を補償することになっています。この法律に従えば、大学は1ヶ月分の賃金ではなくて、契約期間中の賃金を補償しなければなりません。  
 (3)本年度から英語嘱託教員制度によって、50コマ分の英語の授業が漸次に行われています。これは授業が増えているにもかかわらず、授業数が減った非常勤講師のかたは多いのか、改めて大学に調査を依頼しています。また、大学は、嘱託教員制度は非常勤講師よりも待遇なので、待遇改善になっている、と主張しますが、2年契約で2回までしか更新しない(6年で必ずクビになる!!)ポストに応募する気になりますか？この2回しか契約更新しない(契約期間は最大6年)という規定は問題がある(なぜこんな規定も設けるのか理解できません)ので、大学に再検討するように求めています。  
 現在改めて大学の回答を待っているところです。また、団体交渉もまだ続くと思われます。名城大学に出講されているかたがなるべく多く当組合に参加されて、名城大学を動かす力になっていただければ、と希望します。また、組合員でないかたでも、名城大学に対して、なにか意見(こうら点を改善しろというふうな)があるかたは、当組合までご連絡ください。組合員でないかたの意見でも、わたしたちにとって参考になりますし、重要な指摘をいただければ大学側にも伝えます。よろしくお願ひいたします。

## 書評……ぶっくす



玉野真路他著  
『これだけは知っておきたい 生きるための科学常識』  
(東京書籍)

理系の世界の住人にとってはごく当たり前のことも、一般には「俗説」のほうが発布して、「常識」が異なっていることも多いものです。いや、これは理系とか文系とかとは関係なく、専門分野の「常識」が一步出ると常識ではないことはよくあること。本書は、それぞれの分野に通じた書き手が、分かりやすく理系の常識を伝えようとしたものです。

ところが、困ったことに科学の常識では「よく分からない」というものが多く、結論としては「科学的には決着がつかない」となってしまうことでしょう。なにしろ、これだけ科学が進歩した現在でもリスクがあることを本書では扱っているわけです。分かっていることは回避のしようもあるというもので、リスクがあるということと分からないということはかなり密接に相關します。

さまざまなリスクについて、現在の水準で分かっていることを把握して、個々人でできることを実行すること。たとえば本書でも食品添加物や水銀を含んだマグロなどの食品にまつわるリスク、アレルギーや感染症といった健康にまつわるリスク、地震にまつわるリスクのような、私たちを取り巻くリスクをいろいろ解説していて、私たちができることはなんなのかヒントがあります。さらに個々人でできないことは、自治体や国に対してできることをやってもらえるよう政治や行政に働きかけること。このとき、冷静な判断力を有し、まっとうな主張をしていなければ、相手にしてもらえません(しばしばまっとうな主張をしていても実害がないと相手にしてもらえないのですが……)。

本書は、地道な科学の成果を自分の暮らしや、政治に活用していくためのごくおおまかな見取り図が提供された本です。私たちが暮らす上で、どのようなリスクにどの程度対処し、どの程度のコスト負担をするのか、自己決定と、政治的決定のために、参考になりますよ。

……という私は、本書で感染症に関する項目を執筆しております。我田引水ながら、是非、一家に一冊、完備してもらいたいと思います。